

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税率の延長）

要望元：水産庁漁政部加工流通課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> たらのすり身（冷凍）																																											
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																																											
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額																																		
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠																																					
0304.94 0304.95	010 110	すけそうだらの すり身 たらのすり身	10%	4.2%	-	10%	4.2%	-	6%	△779 百万円	0円																																		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和9年4月1日 ○適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																																											
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との交渉の結果、本品目については譲許税率の引き下げは行わず、暫定税率を導入し実行税率を4.2%とすることで合意した。本品目の主原料であるすけそうだら及びたらは我が国の沿岸・沖合漁業の主要水産物であり、国内生産量は近年低調に推移している。 (2)輸入状況等 0304.94-010 すけそうだらのすり身 数量単位：トン 価額単位：百万円 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度 国 名</th> <th colspan="2">令 5</th> <th colspan="2">6</th> <th colspan="2">7</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>価額</th> <th>数量</th> <th>価額</th> <th>数量</th> <th>価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国</td> <td>101,291</td> <td>36,024</td> <td>85,424</td> <td>31,168</td> <td>76,940</td> <td>33,013</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>12,503</td> <td>4,289</td> <td>31,168</td> <td>6,818</td> <td>26,111</td> <td>10,062</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>113,794</td> <td>40,314</td> <td>106,432</td> <td>37,987</td> <td>103,051</td> <td>43,075</td> </tr> </tbody> </table> 出典：財務省「貿易統計」										年 度 国 名	令 5		6		7		数量	価額	数量	価額	数量	価額	米国	101,291	36,024	85,424	31,168	76,940	33,013	ロシア	12,503	4,289	31,168	6,818	26,111	10,062	計	113,794	40,314	106,432	37,987	103,051	43,075
年 度 国 名	令 5		6		7																																								
	数量	価額	数量	価額	数量	価額																																							
米国	101,291	36,024	85,424	31,168	76,940	33,013																																							
ロシア	12,503	4,289	31,168	6,818	26,111	10,062																																							
計	113,794	40,314	106,432	37,987	103,051	43,075																																							

0304. 95-110 たらのみすり身

数量単位：トン 価額単位：百万円

年 度 国 名	令 5		6		7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
米国	980	335	438	153	623	246
計	980	335	438	153	623	246

出典：財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

2022 年のアメリカのすけそうだら T A C 削減に伴い、一時的なすり身の単価の上昇があった後、2023～2024 年は横ばいで推移した。その後、2025 年は欧米でのフィレ（切り身）需要の強まりや円安の影響を受けて再び相場が上昇した。

単価単位：円/kg

年 度 項 目	令 5	6	7
	単価	単価	単価
	354	357	418

出典：財務省「貿易統計」より算出

H S：0304. 94-010、0304. 95-110

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

すけそうだらのすり身（冷凍）、たらのみすり身（冷凍）については、C P T T P、日 E U・E P A で即時撤廃。

② 問題点

本暫定税率が延長されない場合、ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意の履行が困難となり、我が国の国際的な信頼が維持されなくなる。

改正の必要性和目的達成の見通し

① 改正の目的（政策の達成目標）

ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との交渉結果の適切な履行のため。

② 改正の方向性

国際交渉等の議論の状況によっては協定税率までの引き上げが可能となるよう、税率を設定する必要がある。上記の合意内容を履行し我が国の国際的な信頼度を維持するために、関税暫定措置法の改正により、現行暫定税率を維持する。

③ 改正目的達成予定時期

新たな W T O 交渉等により、ウルグアイ・ラウンド交渉の合意内容の履行が不要となるまでは、現行の暫定税率を維持する必要がある。

改正の効果と妥当性

① 改正による効果・影響

(1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響

	WTO加盟国として交渉結果を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持する。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 WTO加盟国として交渉結果を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持する。 (3) その他の効果・影響 延長による悪影響はなし。 本暫定税率が延長されない場合、ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意の履行が困難となり、我が国の国際的な信頼が維持されなくなる。 ② 改正の妥当性 本改正はウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意内容を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持するための改正であること、国際交渉等の議論の状況によっては協定税率までの引き上げが可能となるよう、税率を設定する必要があることから、本措置の延長が妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を図ることとしており、直近（令和4年度）の政策評価書「水産資源管理の着実な実施」において、「令和5年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、「相当程度進展あり」と判定した。」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き水産物の安定供給と水産業の健全な発展に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、本品目の暫定税率についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 水産基本法第2条第3項において、水産物の安定供給の確保については、「水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行わなければならない」とされている。本改正により、WTO加盟国として交渉結果を履行することは、水産物の適切な輸入に資する。 ④ 関連措置 【水産物の安定供給の確保】 国民に対して水産物を安定的に供給するため、国内の資源管理の高度化と国際

	的な資源管理を推進するとともに、漁業操業・養殖事業の効率化や消費者等からの多様なニーズに対応するための体制の整備等といった漁業者等による取組を促進するため、必要な措置を講ずる。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	たらのすり身（冷凍）の暫定税率は、平成7年度より導入され、平成11年度に現行税率とされて以来、現在まで延長されている。
措置による効果	ウルグアイ・ラウンド交渉結果の適切な履行。